

名古屋市地域防災計画

— 風水害等災害対策編 —

<平成24年7月・修正案>

名古屋市防災会議

風水害等災害対策編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
1	15	<p>第1章 総 則</p> <p>第4節 本市の概要</p> <p>第1 自然的条件</p> <p>1～3 略</p> <p>4 気候 略</p> <p>このため、冬季は夜間から明け方にかけて冷え込みが厳しく、最低気温は東京、大阪に比べてかなり低い。逆に夏は暑さが厳しく、最高気温が35℃を超える日が、平年で7～8日もあって、全国でも有数な酷暑都市である。</p> <p>略</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第4節 本市の概要</p> <p>第1 自然的条件</p> <p>1～3 略</p> <p>4 気候 略</p> <p>このため、冬季は夜間から明け方にかけて冷え込みが厳しく、最低気温は東京、大阪に比べてかなり低い。逆に夏は暑さが厳しく、最高気温が35℃を超える日が、平年で11.5日もあって、全国でも有数な酷暑都市である。</p> <p>略</p>	2011年から新平年値になったことに伴う変更
2	22	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 都市の防災構造強化</p> <p>略</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 宅地造成等の規制</p> <p>略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 巡視及び検査</p> <p>規制区域内の巡視を<u>常に行い</u>、無許可の違反造成工事の防止に努めるとともに、許可工事については中間検査等を実施し、その後、工事完了の検査に合格した場合には、検査済証を交付する。</p> <p>5 略</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 都市の防災構造強化</p> <p>略</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 宅地造成等の規制</p> <p>略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 巡視及び検査</p> <p>規制区域内の巡視に<u>より</u>、無許可の違反造成工事の防止に努めるとともに、許可工事については中間検査等を実施し、その後、工事完了の検査に合格した場合には、検査済証を交付する。</p> <p>5 略</p>	文言整理

風水害等災害対策編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
3	23	<p style="text-align: center;">第7 建築物の防災対策</p> <p>1、2 略 3 市営住宅建替事業 耐用年数の1/2以上を経過した老朽化の著しい中層耐火造の市営住宅を対象に仮移転住宅の確保等の諸条件が整った団地から順次中高層耐火住宅への建替事業を推進し、市営住宅の居住環境や耐震性の改善を図るとともに、土地の効率的利用と住環境の整備により、良好な市街地住宅の供給に資するものとする。 4、5 略</p>	<p style="text-align: center;">第7 建築物の防災対策</p> <p>1、2 略 3 市営住宅建替事業 耐用年数の1/2以上を経過した老朽化の著しい市営住宅を対象に仮移転住宅の確保等の諸条件が整った団地から順次中高層耐火住宅への建替事業を推進し、市営住宅の居住環境や耐震性の改善を図るとともに、土地の効率的利用と住環境の整備により、良好な市街地住宅の供給に資するものとする。 4、5 略</p>	<p>文言整理</p>
4	23	<p style="text-align: center;">第8 農地の防災対策</p> <p>1 略 2 ため池の補強 本市東部丘陵地域においては、従来から農業用水確保のため、ため池を利用しているが、これらのため池は築造年数も古く、漏水するものもあり、万一決壊した場合は下流域に多大の被害を及ぼすおそれがあるので、定期的に点検を行い必要に応じて改修工事を進め災害防止を図る。 3 略</p>	<p style="text-align: center;">第8 農地の防災対策</p> <p>1 略 2 ため池の補強 本市東部丘陵地域においては、従来から農業用水確保のため、ため池を利用しているが、これらのため池は築造年数も古く、(削除) 万一決壊した場合は下流域に多大の被害を及ぼすおそれがあるので、定期的に点検を行い必要に応じて改修工事を進め災害防止を図る。 3 略</p>	<p>文言整理</p>
5	25	<p style="text-align: center;">第2節 公共施設の整備</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第1 河川の整備等</p> <p>1 略 2 市の管理する一級・二級河川のうち、早期改修の必要性の高い堀川、山崎川、戸田川等については、国の国付金の</p>	<p style="text-align: center;">第2節 公共施設の整備</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第1 河川の整備等</p> <p>1 略 2 市の管理する一級・二級河川のうち、早期改修の必要性の高い堀川、山崎川、戸田川等については、国の国付金の</p>	

風水害等災害対策編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
5	25	<p>交付を受け広域河川改修事業として主体的に整備を行う。 <u>また、愛知県の管理河川である一級河川香流川については、愛知県知事との協議に基づき、都市基盤河川改修事業として、市が整備を推進するものとする。</u></p> <p>3～5 略</p>	<p>交付を受け広域河川改修事業として主体的に整備を行う。 <u>(削除)</u></p> <p>3～5 略</p>	<p>文言整理</p>
6	26	<p>第2 都市下水路・公共下水道等排水施設の整備</p> <p>1～3 略</p> <p>4 排水ポンプ所の新設及び機能の強化</p> <p>排水ポンプ所は、上下水道局管理 53 箇所、緑政土木局 44 箇所、名古屋港管理組合 2 箇所、湛水防除協議会等の管理 4 箇所及び土地改良区管理 16 箇所、合計 121 箇所が設置されているところであるが、浸水しやすい地域の実態にあわせ、都市下水路並びに公共下水道の計画との関連を考慮し、新設あるいは増設、ポンプ所の的確な配置等を行うものとする。</p> <p>また、災害時における浸水箇所の排水を行うため、移動用ポンプの整備、点検に努めるものとする。</p>	<p>第2 都市下水路・公共下水道等排水施設の整備</p> <p>1～3 略</p> <p>4 排水ポンプ所の新設及び機能の強化</p> <p>排水ポンプ所は、上下水道局管理 53 箇所、緑政土木局 48 箇所、名古屋港管理組合 2 箇所、湛水防除協議会等の管理 4 箇所及び土地改良区管理 16 箇所、合計 125 箇所が設置されているところであるが、浸水しやすい地域の実態にあわせ、都市下水路並びに公共下水道の計画との関連を考慮し、新設あるいは増設、ポンプ所の的確な配置等を行うものとする。</p> <p>また、災害時における浸水箇所の排水を行うため、移動用ポンプの整備、点検に努めるものとする。</p>	<p>精査による修正</p>
7	27	<p>第3節 ライフラインの整備</p> <p>略</p> <p>第1 水道施設等</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 施設の整備</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 停電対策として次の整備を行っている。</p> <p>ア 略</p>	<p>第3節 ライフラインの整備</p> <p>略</p> <p>第1 水道施設等</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 施設の整備</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 停電対策として次の整備を行っている。</p> <p>ア 略</p>	

風水害等災害対策編

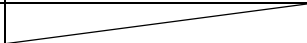
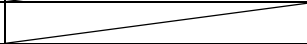

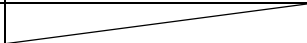
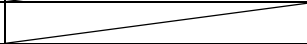

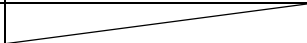
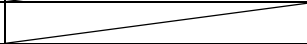

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
7	27 ・ 28	<p>イ 春日井浄水場、大治浄水場及び鳴海配水場に非常自家発電設備を設置する。</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 応急給水活動及び応急復旧活動をより迅速に行うため、緊急自動車を4 配水事務所に計10台、鍋屋上野浄水場に2台、合計12台配備している。</p> <p>5 略</p>	<p>イ 春日井浄水場、鍋屋上野浄水場、大治浄水場及び鳴海配水場に非常自家発電設備を設置する。</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 応急給水活動及び応急復旧活動をより迅速に行うため、緊急自動車を4 管路センター本部事務所に計10台、鍋屋上野浄水場に2台、合計12台配備している。</p> <p>5 略</p>	<p>設備設置に伴う変更</p> <p>組織名変更</p>
8	32 ・ 33	<p>第5 電力施設（中部電力株式会社）</p> <p>略</p> <p>1 設備別対策</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 送電設備</p> <p>ア 雷害対策</p> <p>架空送電線は、電線への直撃雷を防止するため遮蔽線（架空地線）を設けており、送電線に過度な雷電流が侵入した場合でも、耐雷装置（アークホーン）や設置線によって、雷電流を安全に大地に逃すようにしている。</p> <p>さらに、送電線の両端にある変電所などでは、雷撃を受けた送電線を瞬時に切り放し、放電が止んだ後、再び送電する装置が設けられており、設備被害の防止と停電時間の短縮に努めている。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 塩害対策</p> <p>送電線の硝子に塩分が付着すると、絶縁強度が低下し故障の原因となることから、硝子の水洗いや硝子の数を増やすなどの対策を行っている。</p> <p>(4) 略</p>	<p>第5 電力施設（中部電力株式会社）</p> <p>略</p> <p>1 設備別対策</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 送電設備</p> <p>ア 雷害対策</p> <p>架空送電線は、電線への直撃雷を防止するため遮蔽線（架空地線）を設けており、送電線に過度な雷電流が侵入した場合でも、耐雷装置（アークホーン）や接地線によって、雷電流を安全に大地に逃すようにしている。</p> <p>さらに、送電線の両端にある変電所などでは、雷撃を受けた送電線を瞬時に切り放し、放電が止んだ後、再び送電する装置が設けられており、設備被害の防止と停電時間の短縮に努めている。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 塩害対策</p> <p>送電線の硝子に塩分が付着すると、絶縁強度が低下し電気故障の原因となることから、硝子の水洗いや硝子の数を増やすなどの対策を行っている。</p> <p>(4) 略</p>	<p>文言整理</p>

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																																												
9	37 ・ 38	<p>第5節 防災拠点の整備</p> <p>略</p> <p>第1 防災拠点の役割及び体系</p> <p>略</p> <p>1 防災拠点の役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災拠点</th> <th>拠点施設</th> <th>役割等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>災害医療活動拠点</td> <td>市立病院 災害拠点病院</td> <td>災害時の医療救護活動 災害拠点病院（県指定）</td> <td>市立4病院 名古屋市立東部医療センター（再掲）、名古屋第一赤十字病院略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>広域防災拠点</td> <td rowspan="2">大規模公園</td> <td rowspan="2">消防、自衛隊、警察等大規模な応援隊が集結・待機・出動準備等応援活動に備える場所。</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(1) 応援隊集結(活動)拠点</td> <td>戸田川緑地 (戸田川こどもランド・農業文化園)</td> </tr> <tr> <td>(2) 緊急物資集配拠点</td> <td>大規模施設</td> <td>大量の調達・救援物資の受入れ場所。荷物の積み替えを行い避難所へ供給する。</td> <td>略 ※()内は緊急物資集配拠点</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>地域防災拠点</td> <td>小学校</td> <td>災害救助地区本部を設置する。地域情報の収集、行政情報の伝達</td> <td>262か所</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	防災拠点	拠点施設	役割等	備考	略	略	略	略	災害医療活動拠点	市立病院 災害拠点病院	災害時の医療救護活動 災害拠点病院（県指定）	市立4病院 名古屋市立東部医療センター（再掲）、名古屋第一赤十字病院略	略	略	略	略	広域防災拠点	大規模公園	消防、自衛隊、警察等大規模な応援隊が集結・待機・出動準備等応援活動に備える場所。	略	(1) 応援隊集結(活動)拠点	戸田川緑地 (戸田川こどもランド・農業文化園)	(2) 緊急物資集配拠点	大規模施設	大量の調達・救援物資の受入れ場所。荷物の積み替えを行い避難所へ供給する。	略 ※()内は緊急物資集配拠点	略	略	略	略	地域防災拠点	小学校	災害救助地区本部を設置する。地域情報の収集、行政情報の伝達	262か所	略	略	略	略	<p>第5節 防災拠点の整備</p> <p>略</p> <p>第1 防災拠点の役割及び体系</p> <p>略</p> <p>1 防災拠点の役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災拠点</th> <th>拠点施設</th> <th>役割等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>災害医療活動拠点</td> <td>市立病院 災害拠点病院</td> <td>災害時の医療救護活動 災害拠点病院（県指定）</td> <td>市立4病院 名古屋市立東部医療センター（再掲）、名古屋市立西部医療センター（再掲）、名古屋第一赤十字病院略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>広域防災拠点</td> <td rowspan="2">大規模公園</td> <td rowspan="2">消防、自衛隊、警察等大規模な応援隊が集結・待機・出動準備等応援活動に備える場所。</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(1) 応援隊集結(活動)拠点</td> <td>戸田川緑地 (とだがわこどもランド・農業文化園・とだがわ陽だまり館)</td> </tr> <tr> <td>(2) 緊急物資集配拠点</td> <td>大規模施設</td> <td>大量の調達・救援物資の受入れ場所。荷物の積み替えを行い避難所へ供給する。</td> <td>略 ※()内は緊急物資集配拠点</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>地域防災拠点</td> <td>小学校</td> <td>災害救助地区本部を設置する。地域情報の収集、行政情報の伝達</td> <td>263か所</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	防災拠点	拠点施設	役割等	備考	略	略	略	略	災害医療活動拠点	市立病院 災害拠点病院	災害時の医療救護活動 災害拠点病院（県指定）	市立4病院 名古屋市立東部医療センター（再掲）、 名古屋市立西部医療センター（再掲）、 名古屋第一赤十字病院略	略	略	略	略	広域防災拠点	大規模公園	消防、自衛隊、警察等大規模な応援隊が集結・待機・出動準備等応援活動に備える場所。	略	(1) 応援隊集結(活動)拠点	戸田川緑地 (とだがわこどもランド・農業文化園・とだがわ陽だまり館)	(2) 緊急物資集配拠点	大規模施設	大量の調達・救援物資の受入れ場所。荷物の積み替えを行い避難所へ供給する。	略 ※()内は緊急物資集配拠点	略	略	略	略	地域防災拠点	小学校	災害救助地区本部を設置する。地域情報の収集、行政情報の伝達	263か所	略	略	略	略	<p>新規指定</p> <p>文言整理</p> <p>平成24年4月 下志段味小学校開校による変更</p>
		防災拠点	拠点施設	役割等	備考																																																																											
		略	略	略	略																																																																											
		災害医療活動拠点	市立病院 災害拠点病院	災害時の医療救護活動 災害拠点病院（県指定）	市立4病院 名古屋市立東部医療センター（再掲）、名古屋第一赤十字病院略																																																																											
		略	略	略	略																																																																											
		広域防災拠点	大規模公園	消防、自衛隊、警察等大規模な応援隊が集結・待機・出動準備等応援活動に備える場所。	略																																																																											
		(1) 応援隊集結(活動)拠点			戸田川緑地 (戸田川こどもランド・農業文化園)																																																																											
		(2) 緊急物資集配拠点	大規模施設	大量の調達・救援物資の受入れ場所。荷物の積み替えを行い避難所へ供給する。	略 ※()内は緊急物資集配拠点																																																																											
		略	略	略	略																																																																											
		地域防災拠点	小学校	災害救助地区本部を設置する。地域情報の収集、行政情報の伝達	262か所																																																																											
略	略	略	略																																																																													
防災拠点	拠点施設	役割等	備考																																																																													
略	略	略	略																																																																													
災害医療活動拠点	市立病院 災害拠点病院	災害時の医療救護活動 災害拠点病院（県指定）	市立4病院 名古屋市立東部医療センター（再掲）、 名古屋市立西部医療センター（再掲）、 名古屋第一赤十字病院略																																																																													
略	略	略	略																																																																													
広域防災拠点	大規模公園	消防、自衛隊、警察等大規模な応援隊が集結・待機・出動準備等応援活動に備える場所。	略																																																																													
(1) 応援隊集結(活動)拠点			戸田川緑地 (とだがわこどもランド・農業文化園・とだがわ陽だまり館)																																																																													
(2) 緊急物資集配拠点	大規模施設	大量の調達・救援物資の受入れ場所。荷物の積み替えを行い避難所へ供給する。	略 ※()内は緊急物資集配拠点																																																																													
略	略	略	略																																																																													
地域防災拠点	小学校	災害救助地区本部を設置する。地域情報の収集、行政情報の伝達	263か所																																																																													
略	略	略	略																																																																													

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
10	48	<p style="text-align: center;">第7節 防災情報網の整備</p> <p>略 名古屋市防災情報通信網概念図</p>	<p style="text-align: center;">第7節 防災情報網の整備</p> <p>略 名古屋市防災情報通信網概念図</p>	<p>定点観測の終了による削除</p>

風水害等災害対策編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
11	64 ・ 65	<p style="text-align: center;">第 15 節 火災予防計画</p> <p style="text-align: center;">第 1 火災予防対策</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 甲種防火管理再講習 特定用途で、収容人員が 300 人以上で、甲種防火管理者の選任を必要とする事業所に選任されている者のうち、資格取得講習又は再講習から 5 年以内ごとに必要な法令改正等の知識、技能を習得させるための講習</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 防災センター要員講習 一定規模以上の防火対象物の防災センターにおいて監視、操作等の業務に従事している者に対し、防災センターの役割と高度な自衛消防活動上の必要な知識、技術を習得させ資格を付与するための講習</p> <p>(5) 防災センター要員再講習 防災センター要員の資格を有している者に対して、5 年以内ごとに法令改正等の知識、技術を習得させるための講習</p> <p>(6) 防火管理教育担当者資格講習会</p> <p>(7) 防火管理者教育担当者再講習</p> <p>略</p>	<p style="text-align: center;">第 15 節 火災予防計画</p> <p style="text-align: center;">第 1 火災予防対策</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 甲種防火管理再講習 特定用途で、収容人員が 300 人以上で、甲種防火管理者の選任を必要とする事業所に選任されている者のうち、資格取得講習又は再講習修了日以後の最初の 4 月 1 日から 5 年以内ごとに必要な法令改正等の知識、技能を習得させるための講習</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 自衛消防業務講習 一定規模以上の防火対象物(削除)において自衛消防組織のリーダー等の業務に従事する者に対し、(削除)高度な自衛消防活動上の必要な知識、技術を習得させ資格を付与するための講習</p> <p>(削除)</p> <p>(5) 防火管理教育担当者資格講習会</p> <p>(6) 防火管理者教育担当者再講習</p> <p>略</p>	<p>消防法の改正</p>

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																			
12	96 ・ 98	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 初動体制</p> <p>略</p> <p>◎ 気象関係参考 3-1-1</p> <p>1 予警報の細分区域（気象予警報の細分区域及び配備種別に係る気象予警報等の種類と発表基準）</p> <p>（一次細分区域名）（市町村等をまとめた地域） （市町村等）</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>西部</p> <p>略</p> </div> <div> <p>尾張東部 : 名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手町</p> <p>略</p> </div> </div> <p>略</p> <p>2 略</p> <p>3 津波警報・情報等の種類と発表規準（津波警報等）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>発表規準</th> <th>解説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>大津波</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">津波注意報</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="3">津波予報</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	種類		発表規準	解説	津波警報	大津波	略	略	津波	略	略	津波注意報		略	略	津波予報		略	略	略	略	略	略	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 初動体制</p> <p>略</p> <p>◎ 気象関係参考 3-1-1</p> <p>1 予警報の細分区域（気象予警報の細分区域及び配備種別に係る気象予警報等の種類と発表基準）</p> <p>（一次細分区域名）（市町村等をまとめた地域） （市町村等）</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>西部</p> <p>略</p> </div> <div> <p>尾張東部 : 名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市</p> <p>略</p> </div> </div> <p>略</p> <p>2 略</p> <p>3 津波警報・情報等の種類と発表規準（津波警報等）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>発表規準</th> <th>解説</th> <th>発表される津波の高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>大津波</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>3m、4m、6m、8m 又は 10m 以上</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>1m、2m</td> </tr> <tr> <td colspan="2">津波注意報</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>0.5m</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="3">津波予報</td> <td rowspan="3">略</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	種類		発表規準	解説	発表される津波の高さ	津波警報	大津波	略	略	3m、4m、6m、8m 又は 10m 以上	津波	略	略	1m、2m	津波注意報		略	略	0.5m	津波予報		略	略		略		略		<p>市制施行による</p> <p>発表される津波高さの追加</p>
		種類		発表規準	解説																																																		
津波警報	大津波	略	略																																																				
	津波	略	略																																																				
津波注意報		略	略																																																				
津波予報		略	略																																																				
		略	略																																																				
		略	略																																																				
種類		発表規準	解説	発表される津波の高さ																																																			
津波警報	大津波	略	略	3m、4m、6m、8m 又は 10m 以上																																																			
	津波	略	略	1m、2m																																																			
津波注意報		略	略	0.5m																																																			
津波予報		略	略																																																				
			略																																																				
			略																																																				

風水害等災害対策編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
13	110	<p>第3節 災害対策本部の設置及び運営</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 本部の組織及び運営</p> <p>略</p> <p>1～5 略</p> <p>6 区本部</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 区本部長が区本部の職務を代理する順序は、区民生活部長、区民福祉部長、支所長 <u>(守山区を除く。)</u>、総務課長、保健所長の順とする。</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>7～9 略</p>	<p>第3節 災害対策本部の設置及び運営</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 本部の組織及び運営</p> <p>略</p> <p>1～5 略</p> <p>6 区本部</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 区本部長が区本部の職務を代理する順序は、区民生活部長、区民福祉部長、支所長 <u>(削除)</u>、総務課長、保健所長の順とする。</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>7～9 略</p>	支所業務拡充のため

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
14	125	<p style="text-align: center;">第 4 節 情報連絡活動</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第 1 気象情報等の収集・伝達</p> <p>略</p> <p>1～5</p> <p>6 災害危険箇所等の情報</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ため池情報</p> <p>略</p> <p>(3) 農業用施設の情報</p> <div style="margin-left: 40px;"> <pre> graph LR A[区本部] --> B[緑政土木局] C[土木隊] --> B D[消防隊] --> E[総括部] B --> F[愛知県] E --> F </pre> </div> <p>(4) 堤防決壊等の情報</p> <div style="margin-left: 40px;"> <pre> graph LR G[災害対策(警戒)本部] --> H[汎濫する方向の水防管理者] G --> I[決壊等した施設の管理者] G --> J[管轄する県建設事務所] G --> K[所轄の警察署] G --> L[農林水産事務所] G --> M["(略)"] </pre> </div> <p>(略) → 災害対策(警戒)本部</p> <p style="margin-left: 40px;">↓</p> <p style="margin-left: 40px;">(略)</p> <p>(5)～(7) 略</p>	<p style="text-align: center;">第 4 節 情報連絡活動</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第 1 気象情報等の収集・伝達</p> <p>略</p> <p>1～5</p> <p>6 災害危険箇所等の情報</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ため池の情報</p> <p>略</p> <p>(3) 農業用施設の情報</p> <div style="margin-left: 40px;"> <pre> graph LR A[区本部] --> B[緑政土木局] C[土木隊] --> B D[消防隊] --> E[総括部] B --> F[災害対策(警戒)本部] E --> F F --> G[愛知県] </pre> </div> <p>(4) 堤防決壊等の情報</p> <div style="margin-left: 40px;"> <pre> graph LR G[災害対策(警戒)本部] --> H[汎濫する方向の水防管理者] G --> I[決壊等した施設の管理者] G --> J[管轄する県建設事務所] G --> K[所轄の警察署] G --> L[農林水産事務所] G --> M["(略)"] </pre> </div> <p>(略) → 災害対策(警戒)本部</p> <p style="margin-left: 40px;">↓</p> <p style="margin-left: 40px;">(略)</p> <p>(5)～(7) 略</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p> <p style="text-align: center;">文言整理</p>

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
15	152	<p style="text-align: center;">第5節 広報・広聴活動</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第1 広報活動</p> <p>1 略</p> <p>2 地震発生直後の広報事項の伝達系統</p> <p>電子メール・エリアメール</p>	<p style="text-align: center;">第5節 広報・広聴活動</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第1 広報活動</p> <p>1 略</p> <p>2 地震発生直後の広報事項の伝達系統</p> <p>電子メール・緊急速報メール</p>	<p style="text-align: center;">文言整理</p>

風水害等災害対策編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
15	153	<p>3 広報の方法 (1)～(4) 略 (5) 緊急速報「エリアメール」の活用 <u>NTTドコモ</u>の緊急情報配信サービスである緊急速報「エリアメール」を活用して、市内・区内の対応携帯電話に対し地震、津波に関する情報等及び避難の勧告、指示に関する広報事項の配信を行う。</p> <p>4 災害時要援護者への広報 (1) 略 (2) 外国人 外国人への情報提供は、庶務部が (財)名古屋国際センターの協力を得て行うこととし、窓口の設置や外国人が避難している施設への語学ボランティアの派遣、英語をはじめとする多言語による広報紙やチラシの配布により情報提供を行う。 また、報道機関に対しても、テレビ・ラジオでの英語をはじめとする多言語による放送を要請するとともに、外国公館、外国人関係団体へも積極的に情報提供を行い、これら団体の協力を得ながら的確な情報を提供する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 略</p>	<p>3 広報の方法 (1)～(4) 略 (5) 緊急速報メールの活用 (削除) 緊急情報配信サービスである、<u>NTTドコモ</u>の緊急速報「エリアメール」、<u>KDDI</u> 及び<u>ソフトバンク</u>の「緊急速報メール」を活用して、市内・区内の対応携帯電話に対し地震、津波に関する情報等及び避難の勧告、指示に関する広報事項の配信を行う。</p> <p>4 災害時要援護者への広報 (1) 略 (2) 外国人 外国人への情報提供は、庶務部が (公財)名古屋国際センターの協力を得て行うこととし、窓口の設置や外国人が避難している施設への語学ボランティアの派遣、英語をはじめとする多言語による広報紙やチラシの配布により情報提供を行う。 また、報道機関に対しても、テレビ・ラジオでの英語をはじめとする多言語による放送を要請するとともに、外国公館、外国人関係団体へも積極的に情報提供を行い、これら団体の協力を得ながら的確な情報を提供する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 略</p>	<p>文言整理</p> <p>公益財団法人化による変更</p>

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																																																																
16	155	<p>第6節 災害救助法の適用</p> <p>略</p> <p>第1 適用基準</p> <p>略</p> <p>(1) 本市における適用基準世帯数一覧表（災害救助法施行令第1条第1項による）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>人 口 〔平成17年 国勢調査〕</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 市</td> <td>人 <u>2,215,062</u></td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>千種区</td> <td><u>153,118</u></td> <td rowspan="15">略</td> <td rowspan="15">略</td> <td rowspan="15">略</td> <td rowspan="15">略</td> </tr> <tr> <td>東 区</td> <td><u>68,485</u></td> </tr> <tr> <td>北 区</td> <td><u>166,441</u></td> </tr> <tr> <td>西 区</td> <td><u>143,104</u></td> </tr> <tr> <td>中村区</td> <td><u>134,576</u></td> </tr> <tr> <td>中 区</td> <td><u>70,738</u></td> </tr> <tr> <td>昭和区</td> <td><u>105,001</u></td> </tr> <tr> <td>瑞穂区</td> <td><u>105,358</u></td> </tr> <tr> <td>熱田区</td> <td><u>63,608</u></td> </tr> <tr> <td>中川区</td> <td><u>215,809</u></td> </tr> <tr> <td>港 区</td> <td><u>151,872</u></td> </tr> <tr> <td>南 区</td> <td><u>143,973</u></td> </tr> <tr> <td>守山区</td> <td><u>161,345</u></td> </tr> <tr> <td>緑 区</td> <td><u>216,545</u></td> </tr> <tr> <td>名東区</td> <td><u>157,125</u></td> </tr> <tr> <td>天白区</td> <td><u>157,964</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	人 口 〔平成17年 国勢調査〕	略	略	略	略	全 市	人 <u>2,215,062</u>	略	略	略	略	千種区	<u>153,118</u>	略	略	略	略	東 区	<u>68,485</u>	北 区	<u>166,441</u>	西 区	<u>143,104</u>	中村区	<u>134,576</u>	中 区	<u>70,738</u>	昭和区	<u>105,001</u>	瑞穂区	<u>105,358</u>	熱田区	<u>63,608</u>	中川区	<u>215,809</u>	港 区	<u>151,872</u>	南 区	<u>143,973</u>	守山区	<u>161,345</u>	緑 区	<u>216,545</u>	名東区	<u>157,125</u>	天白区	<u>157,964</u>	<p>第6節 災害救助法の適用</p> <p>略</p> <p>第1 適用基準</p> <p>略</p> <p>(1) 本市における適用基準世帯数一覧表（災害救助法施行令第1条第1項による）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>人 口 〔平成22年 国勢調査〕</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 市</td> <td>人 <u>2,263,894</u></td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>千種区</td> <td><u>160,015</u></td> <td rowspan="15">略</td> <td rowspan="15">略</td> <td rowspan="15">略</td> <td rowspan="15">略</td> </tr> <tr> <td>東 区</td> <td><u>73,272</u></td> </tr> <tr> <td>北 区</td> <td><u>165,785</u></td> </tr> <tr> <td>西 区</td> <td><u>144,995</u></td> </tr> <tr> <td>中村区</td> <td><u>136,164</u></td> </tr> <tr> <td>中 区</td> <td><u>78,353</u></td> </tr> <tr> <td>昭和区</td> <td><u>105,536</u></td> </tr> <tr> <td>瑞穂区</td> <td><u>105,061</u></td> </tr> <tr> <td>熱田区</td> <td><u>64,719</u></td> </tr> <tr> <td>中川区</td> <td><u>221,521</u></td> </tr> <tr> <td>港 区</td> <td><u>149,215</u></td> </tr> <tr> <td>南 区</td> <td><u>141,310</u></td> </tr> <tr> <td>守山区</td> <td><u>168,551</u></td> </tr> <tr> <td>緑 区</td> <td><u>229,592</u></td> </tr> <tr> <td>名東区</td> <td><u>161,012</u></td> </tr> <tr> <td>天白区</td> <td><u>158,793</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	人 口 〔平成22年 国勢調査〕	略	略	略	略	全 市	人 <u>2,263,894</u>	略	略	略	略	千種区	<u>160,015</u>	略	略	略	略	東 区	<u>73,272</u>	北 区	<u>165,785</u>	西 区	<u>144,995</u>	中村区	<u>136,164</u>	中 区	<u>78,353</u>	昭和区	<u>105,536</u>	瑞穂区	<u>105,061</u>	熱田区	<u>64,719</u>	中川区	<u>221,521</u>	港 区	<u>149,215</u>	南 区	<u>141,310</u>	守山区	<u>168,551</u>	緑 区	<u>229,592</u>	名東区	<u>161,012</u>	天白区	<u>158,793</u>	<p>新たな統計値に修正</p>
		区 分	人 口 〔平成17年 国勢調査〕	略	略	略	略																																																																																													
全 市	人 <u>2,215,062</u>	略	略	略	略																																																																																															
千種区	<u>153,118</u>	略	略	略	略																																																																																															
東 区	<u>68,485</u>																																																																																																			
北 区	<u>166,441</u>																																																																																																			
西 区	<u>143,104</u>																																																																																																			
中村区	<u>134,576</u>																																																																																																			
中 区	<u>70,738</u>																																																																																																			
昭和区	<u>105,001</u>																																																																																																			
瑞穂区	<u>105,358</u>																																																																																																			
熱田区	<u>63,608</u>																																																																																																			
中川区	<u>215,809</u>																																																																																																			
港 区	<u>151,872</u>																																																																																																			
南 区	<u>143,973</u>																																																																																																			
守山区	<u>161,345</u>																																																																																																			
緑 区	<u>216,545</u>																																																																																																			
名東区	<u>157,125</u>																																																																																																			
天白区	<u>157,964</u>																																																																																																			
区 分	人 口 〔平成22年 国勢調査〕	略	略	略	略																																																																																															
全 市	人 <u>2,263,894</u>	略	略	略	略																																																																																															
千種区	<u>160,015</u>	略	略	略	略																																																																																															
東 区	<u>73,272</u>																																																																																																			
北 区	<u>165,785</u>																																																																																																			
西 区	<u>144,995</u>																																																																																																			
中村区	<u>136,164</u>																																																																																																			
中 区	<u>78,353</u>																																																																																																			
昭和区	<u>105,536</u>																																																																																																			
瑞穂区	<u>105,061</u>																																																																																																			
熱田区	<u>64,719</u>																																																																																																			
中川区	<u>221,521</u>																																																																																																			
港 区	<u>149,215</u>																																																																																																			
南 区	<u>141,310</u>																																																																																																			
守山区	<u>168,551</u>																																																																																																			
緑 区	<u>229,592</u>																																																																																																			
名東区	<u>161,012</u>																																																																																																			
天白区	<u>158,793</u>																																																																																																			

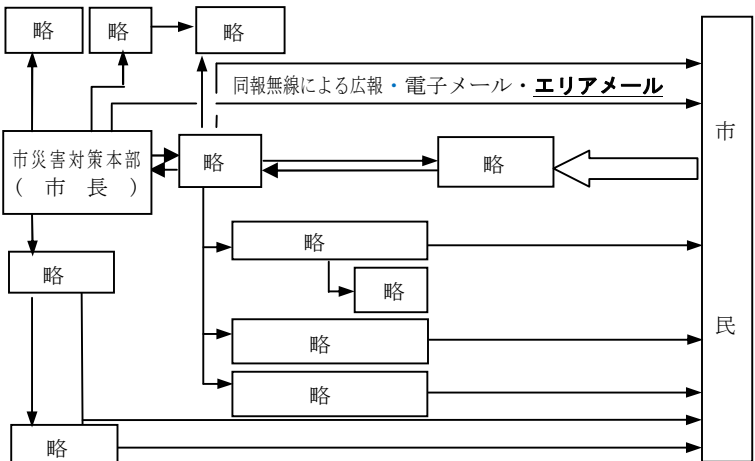
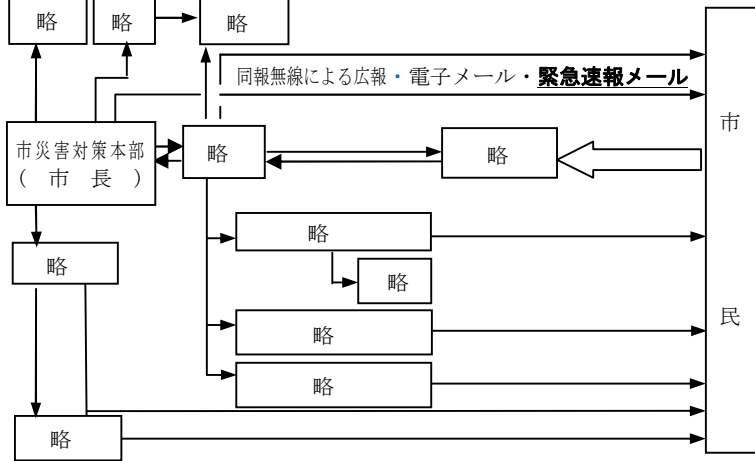
連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																								
17	159	<p style="text-align: center;">第7節 応援要請</p> <p>略</p> <p>第1 他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>略</p> <p>1 応援要請の種類</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 協定、覚書に基づく要請</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名 称</th> <th style="width: 35%;">締 結 団 体 ・ 機 関</th> <th style="width: 40%;">所 管 局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">消 防 局</td> </tr> <tr> <td>四都市消防相互応援協定</td> <td>名古屋市、京都市、大阪 市及び神戸市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	名 称	締 結 団 体 ・ 機 関	所 管 局	略	略	消 防 局	四 都市消防相互応援協定	名古屋市、京都市、大阪 市及び神戸市	略	略	略	略	<p style="text-align: center;">第7節 応援要請</p> <p>略</p> <p>第1 他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>略</p> <p>1 応援要請の種類</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 協定、覚書に基づく要請</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名 称</th> <th style="width: 35%;">締 結 団 体 ・ 機 関</th> <th style="width: 40%;">所 管 局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">消 防 局</td> </tr> <tr> <td>五都市消防相互応援協定</td> <td>名古屋市、京都市、大阪 市、堺市及び神戸市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	名 称	締 結 団 体 ・ 機 関	所 管 局	略	略	消 防 局	五 都市消防相互応援協定	名古屋市、京都市、大阪 市、 堺市 及び神戸市	略	略	略	略	<p>新たに堺市が加 わることとなり、 協定が締結され たもの</p>
名 称	締 結 団 体 ・ 機 関	所 管 局																										
略	略	消 防 局																										
四 都市消防相互応援協定	名古屋市、京都市、大阪 市及び神戸市																											
略	略																											
略	略																											
名 称	締 結 団 体 ・ 機 関	所 管 局																										
略	略	消 防 局																										
五 都市消防相互応援協定	名古屋市、京都市、大阪 市、 堺市 及び神戸市																											
略	略																											
略	略																											
18	168	<p style="text-align: center;">第8節 水防活動</p> <p>略</p> <p>第1・2 略</p> <p>第3 通信連絡系統</p> <p>1、2 略</p> <p>3 水防警報の連絡</p> <p>略</p> <p>(1) 国土交通大臣が行う水防警報（庄内川・矢田川）</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>(2) 愛知県知事が行う水防警報（新川・日光川・天白川・ 八田川・愛知県沿岸）</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">第8節 水防活動</p> <p>略</p> <p>第1・2 略</p> <p>第3 通信連絡系統</p> <p>1、2 略</p> <p>3 水防警報の連絡</p> <p>略</p> <p>(1) 国土交通大臣が行う水防警報（庄内川・矢田川・津波 水防警報）</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>(2) 愛知県知事が行う水防警報（新川・日光川・天白川・ 八田川・愛知県沿岸）</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p>連絡系統の追加</p>																								

風水害等災害対策編

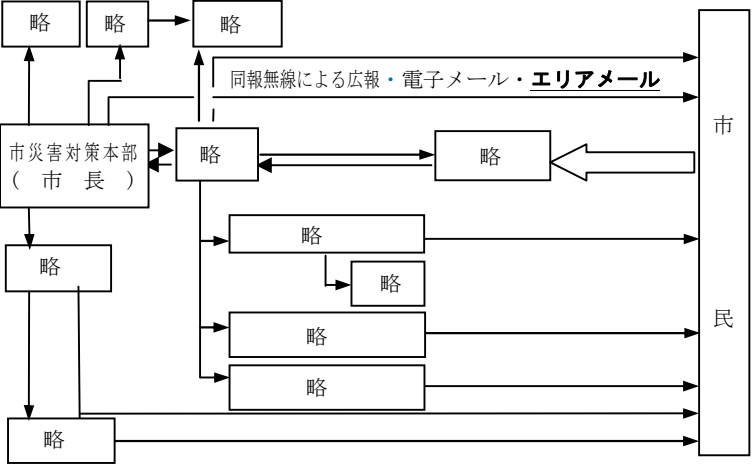
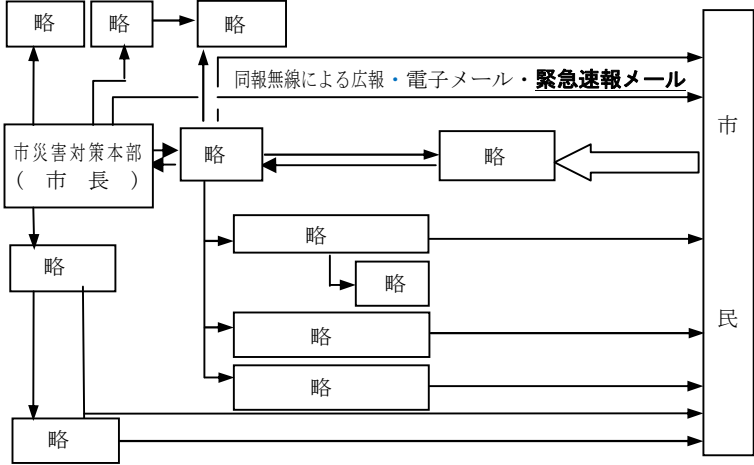
連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
18	170	<p>[愛知県沿岸]</p> <p>略</p> <p>4、5 略</p> <p>6 防潮壁陸閘の開閉連絡</p> <p>略</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>[愛知県沿岸・津波水防警報]</p> <p>略</p> <p>4、5 略</p> <p>6 防潮壁陸閘の開閉連絡 <u>(海岸線)</u></p> <p>略</p> <p><u>7 防潮壁陸閘の開閉連絡 (新川)</u></p> <p>尾張建設事務所 → 災害対策(警戒)本部</p> <ul style="list-style-type: none"> → 総括部 → 関係消防隊 → 緑政土木部 → 関係土木隊 → 関係区本部 → 民間委託者 <p><u>8 堀川口防潮水門の開閉連絡</u></p> <p>名古屋港管理組合 → 災害対策(警戒)本部</p> <ul style="list-style-type: none"> → 総括部 → 関係消防隊 → 緑政土木局 → 関係土木隊 → 上下水道部 → 上下水道部 関係各班 → 関係区本部 	連絡系統の追加

風水害等災害対策編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
19	170	<p>第 4 活動内容</p> <p>1 水位・雨量観測</p> <p>(1) 水位観測</p> <p>ア 水防団待機水位、はん濫注意水位に達した時刻及び減水後、同水位に復したときの時刻を記録する。</p> <p>イ 水防団待機水位を超えた場合は 60 分毎、はん濫注意水位を超えた場合は 30 分毎に観測した水位を記録する。</p> <p>(2) 雨量観測</p> <p>ア 降雨の時、降り始めから毎時その数値を記録する。</p> <p>イ 時間降雨量が 30 mmを超えた時は、その時刻及び数値を記録する。</p> <p>2～7 略</p>	<p>第 4 活動内容</p> <p>1 水位・雨量観測</p> <p>(1) 水位観測</p> <p>ア 水防団待機水位、はん濫注意水位、避難判断水位、はん濫危険水位に達した時刻及び減水後、同水位に復したときの時刻を記録する。</p> <p>イ 水防団待機水位を超えた場合は、必要に応じて観測した水位を記録する。</p> <p>(2) (削除)</p> <p>ア (削除)</p> <p>イ (削除)</p> <p>2～7</p>	<p>文言整理</p>
20	185	<p>第 9 節 消防活動</p> <p>略</p> <p>第 1～5 略</p> <p>第 6 無線通信の運用</p> <p>1 無線通信系統</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防無線</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 救急波</p> <p>応急救護所及び救急現場の救急隊と消防本部室の間の連絡手段に使用する。</p> <p>(3) 略</p> <p>略</p>	<p>第 9 節 消防活動</p> <p>略</p> <p>第 1～5 略</p> <p>第 6 無線通信の運用</p> <p>1 無線通信系統</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防無線</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 救急波</p> <p>応急的な救護所及び救急現場の救急隊と消防本部室の間の連絡手段に使用する。</p> <p>(3) 略</p> <p>略</p>	<p>文言整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
21	188	<p style="text-align: center;">第10節 避難</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第1 避難準備情報、避難の勧告・指示</p> <p>1 略</p> <p>2 避難準備情報の発表基準等</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 実施</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難準備情報の広報は以下の方法により行う。</p> <p>(ア)～(オ) 略</p> <p>(カ) 電子メール（きずなネット防災情報）</p> <p><u>(キ) 緊急速報「エリアメール」</u></p> <p>ウ 避難準備情報の伝達系統等</p>  <p style="text-align: center;">エ 略</p> <p>(4) 略</p>	<p style="text-align: center;">第10節 避難</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第1 避難準備情報、避難の勧告・指示</p> <p>1 略</p> <p>2 避難準備情報の発表基準等</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 実施</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難準備情報の広報は以下の方法により行う。</p> <p>(ア)～(オ) 略</p> <p>(カ) 電子メール（きずなネット防災情報）</p> <p><u>(キ) 緊急速報メール</u></p> <p>ウ 避難準備情報の伝達系統等</p>  <p style="text-align: center;">エ 略</p> <p>(4) 略</p>	<p style="text-align: center;">文言整理</p>

風水害等災害対策編

連番	頁	修正前	修正後	備考
21	190	<p>3 略</p> <p>4 避難勧告・指示の実施</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 避難勧告・指示の伝達は以下の方法により行う。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 電子メール（きずなネット防災情報）</p> <p>ク 緊急速報「エリアメール」</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 避難勧告・指示の伝達系統等</p> <p>ア 避難勧告・指示の発令に係る情報系統</p>  <p>イ～ウ 略</p> <p>(6) 略</p> <p>5 略</p> <p style="text-align: center;">第2～第6 略</p>	<p>3 略</p> <p>4 避難勧告・指示の実施</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 避難勧告・指示の伝達は以下の方法により行う。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 電子メール（きずなネット防災情報）</p> <p>ク 緊急速報メール</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 避難勧告・指示の伝達系統等</p> <p>ア 避難勧告・指示の発令に係る情報系統</p>  <p>イ～ウ 略</p> <p>(6) 略</p> <p>5 略</p> <p style="text-align: center;">第2～第6 略</p>	<p>文言整理</p>

風水害等災害対策編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
22	214	<p>第 14 節 災害時要援護者対策</p> <p>略</p> <p>第 1 略 第 2 実施体制</p> <p>1 略 2 実施方法 (1)～(4) 略 (5) 任務の実施にあたっては、災害救助地区本部、民政委員・児童委員、障害者団体、外国公館、外国人関係団体、<u>(財)</u>名古屋国際センター及びボランティア団体等に協力を求めるとともに、その自主的な活動を積極的に支援する。</p> <p>第 3 略</p>	<p>第 14 節 災害時要援護者対策</p> <p>略</p> <p>第 1 略 第 2 実施体制</p> <p>1 略 2 実施方法 (1)～(4) 略 (5) 任務の実施にあたっては、災害救助地区本部、民政委員・児童委員、障害者団体、外国公館、外国人関係団体、<u>(公財)</u>名古屋国際センター及びボランティア団体等に協力を求めるとともに、その自主的な活動を積極的に支援する。</p> <p>第 3 略</p>	<p>公益財団法人化による変更</p>
23	214	<p>第 4 避難生活の確保</p> <p>略</p> <p>1 略 2 避難所における生活の確保 略 (1)～(3) 略 (4) <u>その他、避難所の管理運営にあたって要援護者に配慮した対応を取るよう働きかける。</u></p> <p>3、4 略</p>	<p>第 4 避難生活の確保</p> <p>略</p> <p>1 略 2 避難所における生活の確保 略 (1)～(3) 略 (4) <u>避難所内での情報伝達等にあたっては、掲示を併用するなど努めることとする。</u> (5) <u>その他、避難所の管理運営にあたって要援護者に配慮した対応を取るよう働きかける。</u></p> <p>3、4 略</p>	<p>対策の充実</p>

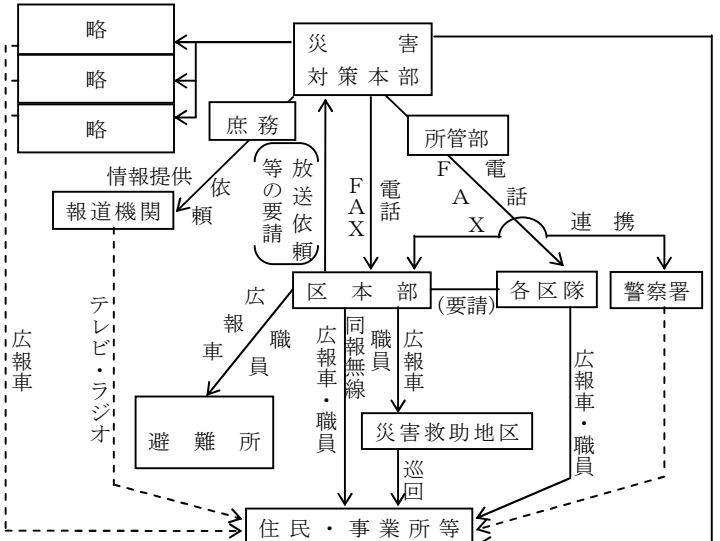
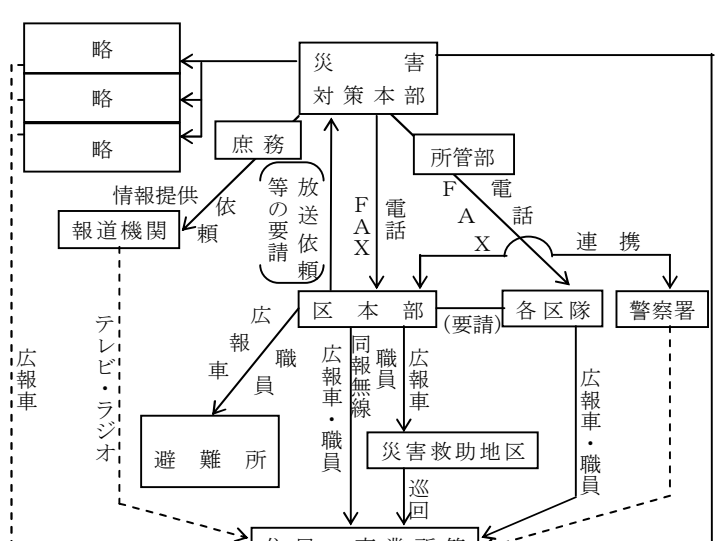
連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
24	216	<p>第 15 節 遺体の捜索、処理及び火葬</p> <p>略</p> <p>第 1 遺体の捜索・収容</p> <p>1 対象</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 収容の対象</p> <p><u>災害により死亡した者のうち、次の一に該当する遺体</u></p> <p>ア 身元不明の遺体</p> <p>イ 遺体引受人（遺体を引き取り、埋火葬を行う遺族等をいう。以下同じ。）のない遺体</p> <p>ウ 住家の倒壊その他の理由により自力で埋火葬ができない遺族等から、遺体収容（処理、火葬）の要請があった遺体</p> <p>2、3 略</p> <p>4 遺体の捜索・収容方法</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 捜索収容班は、遺体を発見し又は遺体のある場所へ到着したときは次のとおり処理する。</p> <p>ア 所轄警察署、海上保安部及び区本部保健所班へ連絡して見分（検視）及び検案の要請を行う。</p> <p>ただし、現場で見分（検視）・検案を受けることが困難なときは、遺体安置所へ搬送した後に見分（検視）・検案を受けることができる。なお犯罪に起因する死亡の疑いのある遺体は、警察官又は解錠保安官から引渡しを受けるまで収容しない。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p>	<p>第 15 節 遺体の捜索、処理及び火葬</p> <p>略</p> <p>第 1 遺体の捜索・収容</p> <p>1 対象</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 収容の対象</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>ア 災害により死亡した者のうち、現場において見分（検視）・検案を受けることが困難な遺体</u></p> <p><u>イ 災害により死亡し、見分（検視）・検案を受けた遺体のうち、次の一に該当する遺体</u></p> <p>(ア) 身元不明の遺体</p> <p>(イ) 遺体引受人（遺体を引き取り、埋火葬を行う遺族等をいう。以下同じ。）のない遺体</p> <p>(ウ) 住家の倒壊その他の理由により自力で埋火葬ができない遺族等から、遺体収容（処理、火葬）の要請があった遺体</p> <p>2、3 略</p> <p>4 遺体の捜索・収容方法</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 捜索収容班は、遺体を発見し又は遺体のある場所へ到着したときは次のとおり処理する。</p> <p>ア 所轄警察署、海上保安部及び区本部保健所班へ連絡して見分（検視）及び検案の要請を行う。</p> <p>ただし、現場で見分（検視）・検案を受けることが困難なときは、遺体安置所へ搬送した後に見分（検視）・検案を受けなければならない。なお犯罪に起因する死亡の疑いのある遺体は、警察官又は解錠保安官から引渡しを受けるまで収容しない。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p>	<p>対策の整理</p>

風水害等災害対策編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
24	217	(3) 遺体発見現場において遺体の身元が判明し、遺族等と連絡がとれた場合は、遺族等と協議のうえ、その場で遺族等に遺体を引渡し又はいったん遺体安置所へ搬送する。 (4) 略	(3) 遺体発見現場において遺体の身元が判明し、遺族等と連絡がとれた場合は、 警察等による見分（検視）・検案を受けた後に、 遺族等と協議のうえ、その場で遺族等に遺体を引渡し又はいったん遺体安置所へ搬送する。 (4) 略	対策の整理
25	217 ・ 218	第2 遺体安置所の開設及び管理運営 1 区本部長は、あらかじめ施設管理者と調整のうえ、生涯学習センター、市スポーツセンターを遺体安置所に予定する。 2、3 略 4 遺体安置所に派遣された職員は、災害救助地区本部等の協力を得て、次のように遺体の収容・管理を行う。 (1)～(9) 略 5 略	第2 遺体安置所の開設及び管理運営 1 区本部長は、あらかじめ施設管理者と調整のうえ、生涯学習センター、市スポーツセンター 等 を遺体安置所に予定する。 2、3 略 4 遺体安置所に派遣された職員は、災害救助地区本部等の協力を得て、 見分（検視）・検案を実施する警察等と調整の上、 次のように遺体の収容・管理を行う。 (1)～(9) 略 5 略	対策の整理
26	218	第3 遺体の検案 1 検案班の編成 災害により死者が発生し必要のある場合は、健康福祉部において検案班を編成し、遺体の検案を行う。 略 2 検案の実施 (1) 身元不明の遺体等収容対象の 遺体の検案は、原則として現場で行うこととするが、現場での検案が困難なときは、遺体安置所において実施する。 (2) 上記以外の遺体の検案は、原則として区本部長からの要請に基づき実施する。	第3 遺体の検案 1 検案班の編成 災害により死者が発生し必要のある場合は、健康福祉部において検案班を編成し、 見分（検視）を実施する警察等と調整の上、 遺体の検案を行う。 略 2 検案の実施 (削除) 遺体の検案は、原則として現場で行うこととするが、現場での検案が困難なときは、遺体安置所において実施する。 (削除)	対策の整理

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																
27	224	<p>第 16 節 ごみ・し尿・災害廃棄物</p> <p>略</p> <p>第 1 ごみ処理</p> <p>1 略</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 処理方法</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 環境部の保有する車両、人員及び災害収集能力は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市有・常時借上台数</th> <th>人 員</th> <th>最大収集能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回当たり</td> <td>458 台</td> <td>895 人 (市職員のみ)</td> <td>1,152t</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>		市有・常時借上台数	人 員	最大収集能力	1 回当たり	458 台	895 人 (市職員のみ)	1,152t	<p>第 16 節 ごみ・し尿・災害廃棄物</p> <p>略</p> <p>第 1 ごみ処理</p> <p>1 略</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 処理方法</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 環境部の保有する車両、人員及び災害収集能力は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市有・常時借上台数</th> <th>人 員</th> <th>最大収集能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回当たり</td> <td>421 台</td> <td>872 人 (市職員のみ)</td> <td>1,037t</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>		市有・常時借上台数	人 員	最大収集能力	1 回当たり	421 台	872 人 (市職員のみ)	1,037t	体制変更による修正
	市有・常時借上台数	人 員	最大収集能力																	
1 回当たり	458 台	895 人 (市職員のみ)	1,152t																	
	市有・常時借上台数	人 員	最大収集能力																	
1 回当たり	421 台	872 人 (市職員のみ)	1,037t																	
28	225	<p>第 2 し尿処理</p> <p>1 略</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 収集方法</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>車 両 数</th> <th>人 員</th> <th>最大収集能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回当たり</td> <td>24 台</td> <td>56 人 (市職員のみ)</td> <td>51.0kℓ</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>		車 両 数	人 員	最大収集能力	1 回当たり	24 台	56 人 (市職員のみ)	51.0kℓ	<p>第 2 し尿処理</p> <p>1 略</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 収集方法</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>車 両 数</th> <th>人 員</th> <th>最大収集能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回当たり</td> <td>27 台</td> <td>56 人 (市職員のみ)</td> <td>51.9kℓ</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>		車 両 数	人 員	最大収集能力	1 回当たり	27 台	56 人 (市職員のみ)	51.9kℓ	体制変更による修正
	車 両 数	人 員	最大収集能力																	
1 回当たり	24 台	56 人 (市職員のみ)	51.0kℓ																	
	車 両 数	人 員	最大収集能力																	
1 回当たり	27 台	56 人 (市職員のみ)	51.9kℓ																	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																						
29	237	<p>第 19 節 ボランティアとの連携</p> <p>略</p> <p>第 1 平常時の連携</p> <p>略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連携を図る団体・関係機関</th> <th>活動内容</th> <th>担当部（局）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>(財)</u>名古屋国際センター</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部（局）	略	略	略	略	略	略	<u>(財)</u> 名古屋国際センター	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	<p>第 19 節 ボランティアとの連携</p> <p>略</p> <p>第 1 平常時の連携</p> <p>略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連携を図る団体・関係機関</th> <th>活動内容</th> <th>担当部（局）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>(公財)</u>名古屋国際センター</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部（局）	略	略	略	略	略	略	<u>(公財)</u> 名古屋国際センター	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	<p>公益財団法人化による変更</p>
連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部（局）																																																								
略	略	略																																																								
略	略	略																																																								
<u>(財)</u> 名古屋国際センター	略	略																																																								
略	略	略																																																								
略	略	略																																																								
略	略	略																																																								
略	略	略																																																								
略	略	略																																																								
連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部（局）																																																								
略	略	略																																																								
略	略	略																																																								
<u>(公財)</u> 名古屋国際センター	略	略																																																								
略	略	略																																																								
略	略	略																																																								
略	略	略																																																								
略	略	略																																																								
略	略	略																																																								

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
30	249 ・ 250	<p style="text-align: center;">第 21 節 区の応急対策活動</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第 1～4 略</p> <p style="text-align: center;">第 5 広報・広聴活動</p> <p>1 広報活動</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広報の伝達系統</p>  <p>(3) 広報の方法 ア～キ 略</p> <p style="text-align: center;">ク 緊急速報「エリアメール」</p> <p>津波、洪水等に関する情報及び避難の準備、勧告、指示に関する広報事項で必要がある場合は、総括部総括班に対し、緊急速報「エリアメール」による配信を要請する。</p> <p>(4) 略</p> <p>2～3 略</p>	<p style="text-align: center;">第 21 節 区の応急対策活動</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第 1～4 略</p> <p style="text-align: center;">第 5 広報・広聴活動</p> <p>1 広報活動</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広報の伝達系統</p>  <p>(3) 広報の方法 ア～キ 略</p> <p style="text-align: center;">ク 緊急速報メール</p> <p>津波、洪水等に関する情報及び避難の準備、勧告、指示に関する広報事項で必要がある場合は、総括部総括班に対し、緊急速報メールによる配信を要請する。</p> <p>(4) 略</p> <p>2～3 略</p>	<p style="text-align: center;">文言整理</p>

風水害等災害対策編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
31	252	<p>第6 避難</p> <p>1 避難準備情報、避難勧告・指示の実施 (1)～(4) 略 (5) 実施方法 略 ア 準備情報、勧告又は指示の伝達方法 (ア)～(カ) 略 <u>(キ) 緊急速報「エリアメール」による伝達</u> 総括部総括班に対し、<u>緊急速報「エリアメール」</u>による配信を要請する。 イ 略 (6) 略 2～4 略</p>	<p>第6 避難</p> <p>1 避難準備情報、避難勧告・指示の実施 (1)～(4) 略 (5) 実施方法 略 ア 準備情報、勧告又は指示の伝達方法 (ア)～(カ) 略 <u>(キ) 緊急速報メールによる伝達</u> 総括部総括班に対し、<u>緊急速報メール</u>による配信を要請する。 イ 略 (6) 略 2～4 略</p>	<p>文言整理</p>
32	259	<p>第22節 地域安全・交通対策</p> <p>第1 地域安全対策</p> <p>1 県警察における措置 (1) <u>地域安全対策の強化</u> ア、イ 略 ウ <u>被災地の混乱に乗じた集団による不法行為</u>、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。 <u>(追加)</u> (2) 略</p>	<p>第22節 地域安全・交通対策</p> <p>第1 地域安全対策</p> <p>1 県警察における措置 (1) <u>社会秩序の維持対策</u> ア、イ 略 ウ <u>災害に便乗した犯罪</u>、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。 <u>エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。</u> (2) 略</p>	<p>防災基本計画及び県地域防災計画の修正に伴う修正</p>

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																				
33	267	<p>第 23 節 ライフライン施設の応急復旧</p> <p>【給水及び水道施設等応急対策】</p> <p>略</p> <p>第 1 給水対策</p> <p>1 略</p> <p>2 給水体制</p> <p>略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 給水能力</p> <p>略</p> <p>給水能力 - 1 (配水池等の貯水量)</p> <p style="text-align: right;">平成 23年 4月 1日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施 設 名</th> <th>施 設 数</th> <th>貯水量 (m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>給水能力 - 2 (運搬給水)</p> <p style="text-align: right;">平成 23年 4月 1日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資機材名</th> <th>容 量</th> <th>数 量</th> <th>1 回当たりの給水能力(ℓ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水車</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>給水タンク (積載用)</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>ポリタンク</td> <td>0.01 m³(10ℓ)</td> <td>403,000 個</td> <td>403,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>490,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1人1日当たり3ℓの飲料水を必要とした場合、1回当たりの運搬で約 160,300 人分の飲料水が確保できる。</p>	施 設 名	施 設 数	貯水量 (m ³)	略	略	略	資機材名	容 量	数 量	1 回当たりの給水能力(ℓ)	給水車	略	略	略	給水タンク (積載用)	略	略	略	ポリタンク	0.01 m ³ (10ℓ)	403,000 個	403,000	計			490,400	<p>第 23 節 ライフライン施設の応急復旧</p> <p>【給水及び水道施設等応急対策】</p> <p>略</p> <p>第 1 給水対策</p> <p>1 略</p> <p>2 給水体制</p> <p>略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 給水能力</p> <p>略</p> <p>給水能力 - 1 (配水池等の貯水量)</p> <p style="text-align: right;">平成 24年 4月 1日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施 設 名</th> <th>施 設 数</th> <th>貯水量 (m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>給水能力 - 2 (運搬給水)</p> <p style="text-align: right;">平成 24年 4月 1日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資機材名</th> <th>容 量</th> <th>数 量</th> <th>1 回当たりの給水能力(ℓ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水車</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>給水タンク (積載用)</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>ポリタンク</td> <td>0.01 m³(10ℓ)</td> <td>400,000 個</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>487,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1人1日当たり3ℓの飲料水を必要とした場合、1回当たりの運搬で約 162,466 人分の飲料水が確保できる</p> <p>26</p>	施 設 名	施 設 数	貯水量 (m ³)	略	略	略	資機材名	容 量	数 量	1 回当たりの給水能力(ℓ)	給水車	略	略	略	給水タンク (積載用)	略	略	略	ポリタンク	0.01 m ³ (10ℓ)	400,000 個	400,000	計			487,400	<p>時点修正</p>
		施 設 名	施 設 数	貯水量 (m ³)																																																				
略	略	略																																																						
資機材名	容 量	数 量	1 回当たりの給水能力(ℓ)																																																					
給水車	略	略	略																																																					
給水タンク (積載用)	略	略	略																																																					
ポリタンク	0.01 m ³ (10ℓ)	403,000 個	403,000																																																					
計			490,400																																																					
施 設 名	施 設 数	貯水量 (m ³)																																																						
略	略	略																																																						
資機材名	容 量	数 量	1 回当たりの給水能力(ℓ)																																																					
給水車	略	略	略																																																					
給水タンク (積載用)	略	略	略																																																					
ポリタンク	0.01 m ³ (10ℓ)	400,000 個	400,000																																																					
計			487,400																																																					

風水害等災害対策編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																												
33	267 ・ 268	<p>給水能力 - 3 (拠点給水)</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>23</u> 年 4 月 1 日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>数 量 (給水栓数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常 設 給 水 栓</td> <td>14 か所 (148)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">仮設給水栓</td> <td>略</td> <td>12 基 (192)</td> </tr> <tr> <td>4 栓</td> <td>139 基 (556)</td> </tr> <tr> <td>携帯型 4 栓</td> <td>250 基 (1000)</td> </tr> <tr> <td>携帯型 2 栓</td> <td>182 基 (364)</td> </tr> <tr> <td>地下式給水栓</td> <td>266 か所 (1,064)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※略</p> <p>給水能力 - 4 (その他)</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>23</u> 年 4 月 1 日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応 急 給 水 槽</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>飲料水自動袋詰装置 (固定)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>簡易ポリエチレン容器</td> <td>130,000</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>ろ 過 器</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	資 機 材 名	数 量 (給水栓数)	常 設 給 水 栓	14 か所 (148)	仮設給水栓	略	12 基 (192)	4 栓	139 基 (556)	携帯型 4 栓	250 基 (1000)	携帯型 2 栓	182 基 (364)	地下式給水栓	266 か所 (1,064)	資 機 材 名	数 量	備 考	応 急 給 水 槽	略	略	飲料水自動袋詰装置 (固定)	略	略	簡易ポリエチレン容器	130,000	略	ろ 過 器	略	略	<p>給水能力 - 3 (拠点給水)</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>24</u> 年 4 月 1 日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>数 量 (給水栓数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常 設 給 水 栓</td> <td>14 か所 (148)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">仮設給水栓</td> <td>略</td> <td>12 基 (192)</td> </tr> <tr> <td>4 栓</td> <td>386 基 (1,544)</td> </tr> <tr> <td>携帯型 4 栓</td> <td>250 基 (1000)</td> </tr> <tr> <td>携帯型 2 栓</td> <td>176 基 (352)</td> </tr> <tr> <td>地下式給水栓</td> <td>266 か所 (1,064)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※略</p> <p>給水能力 - 4 (その他)</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>24</u> 年 4 月 1 日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応 急 給 水 槽</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>飲料水自動袋詰装置 (固定)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>簡易ポリエチレン容器</td> <td>124,000</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>ろ 過 器</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	資 機 材 名	数 量 (給水栓数)	常 設 給 水 栓	14 か所 (148)	仮設給水栓	略	12 基 (192)	4 栓	386 基 (1,544)	携帯型 4 栓	250 基 (1000)	携帯型 2 栓	176 基 (352)	地下式給水栓	266 か所 (1,064)	資 機 材 名	数 量	備 考	応 急 給 水 槽	略	略	飲料水自動袋詰装置 (固定)	略	略	簡易ポリエチレン容器	124,000	略	ろ 過 器	略	略	<p>時点修正</p>
		資 機 材 名	数 量 (給水栓数)																																																													
常 設 給 水 栓	14 か所 (148)																																																															
仮設給水栓	略	12 基 (192)																																																														
	4 栓	139 基 (556)																																																														
	携帯型 4 栓	250 基 (1000)																																																														
	携帯型 2 栓	182 基 (364)																																																														
地下式給水栓	266 か所 (1,064)																																																															
資 機 材 名	数 量	備 考																																																														
応 急 給 水 槽	略	略																																																														
飲料水自動袋詰装置 (固定)	略	略																																																														
簡易ポリエチレン容器	130,000	略																																																														
ろ 過 器	略	略																																																														
資 機 材 名	数 量 (給水栓数)																																																															
常 設 給 水 栓	14 か所 (148)																																																															
仮設給水栓	略	12 基 (192)																																																														
	4 栓	386 基 (1,544)																																																														
	携帯型 4 栓	250 基 (1000)																																																														
	携帯型 2 栓	176 基 (352)																																																														
地下式給水栓	266 か所 (1,064)																																																															
資 機 材 名	数 量	備 考																																																														
応 急 給 水 槽	略	略																																																														
飲料水自動袋詰装置 (固定)	略	略																																																														
簡易ポリエチレン容器	124,000	略																																																														
ろ 過 器	略	略																																																														
34	269	<p style="text-align: center;">第 2 水道施設対策</p> <p>1~4 略</p> <p>5 応急措置</p> <p>(1) 停電の場合</p> <p>春日井浄水場、大治浄水場及び鳴海浄水場が停止した場合には、発電機を稼働させて電力を確保し、送配水ポンプの運転を行う。</p> <p>(2)~(5) 略</p>	<p style="text-align: center;">第 2 水道施設対策</p> <p>1~4 略</p> <p>5 応急措置</p> <p>(1) 停電の場合</p> <p>春日井浄水場、鍋屋上野浄水場、大治浄水場及び鳴海浄水場が停止した場合には、発電機を稼働させて電力を確保し、送配水ポンプの運転を行う。</p> <p>(2)~(5) 略</p>	<p>設備配備に伴う変更</p>																																																												

風水害等災害対策編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
35	289	<p>第 28 節 農業対策計画</p> <p>略</p> <p>第 1 略</p> <p>第 2 家畜に対する応急措置</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 防疫指導及び防疫作業 被災畜舎、その他に家畜伝染病が発生した地域又は発生のおそれがある汚染地域に対し、消毒の実施、清潔を保つ方法の指導並びに防疫薬剤の配布を行う。</p> <p>3 飼料の確保 災害時に緊急を要する飼料は、民間飼料会社保存分並びに非災害地の農業畜産団体等保有分の融通を受けられるよう依頼する。</p> <p>第 3 略</p>	<p>第 28 節 農業対策計画</p> <p>略</p> <p>第 1 略</p> <p>第 2 家畜に対する応急措置</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 防疫指導及び防疫作業 被災畜舎、その他に家畜伝染病が発生した地域又は発生のおそれがある汚染地域に対し、消毒や清潔を保つ方法の指導並びに防疫薬剤の配布を行う。</p> <p>3 飼料の確保 災害時に緊急を要する飼料は、民間飼料会社保存分並びに非災害地の農業畜産団体等保有分の融通を受けられるよう協力依頼する。</p> <p>第 3 略</p>	<p>文言整理</p>

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
36	293	<p>第 29 節 危険物等災害対策計画</p> <p>略</p> <p>第 1～3 略</p> <p>第 4 放射性物質</p> <p>1 中部電力株式会社浜岡原子力発電所 <u>「中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書」に規定する内容に該当する異常が発生した場合は、市は県からの情報を受けるものとする。</u></p> <p>2 略 略</p>	<p>第 29 節 危険物等災害対策計画</p> <p>略</p> <p>第 1～3 略</p> <p>第 4 放射性物質</p> <p>1 原子力発電所等 <u>県と、中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び独立行政法人日本原子力研究開発機構による情報連絡体制に係る各合意内容に該当する異常が発生した場合は、市は県からの情報を受けるものとする。</u></p> <p>2 略 略</p>	連絡体制の確立
37	295	<p>第 30 節 都市ガス災害対策計画</p> <p>略</p> <p>第 1 ガス事故に対する応急措置</p> <p>1～5 略</p> <p>6 電路の遮断 電路の遮断は、電気事業者が消防機関と協議した後に実施するものとする。この場合、ガスの漏えい状況、電気器具の設置位置等の情報を収集し、遮蔽による漏えいガスへの着火に留意するとともに、病院等遮断により重大な影響を受ける施設の有無等を調査するものとする。 なお、遮断後の電気の供給再開は、<u>二次災害の発生を防止するため</u>電気事業者が行う。</p> <p>第 2 略</p>	<p>第 30 節 都市ガス災害対策計画</p> <p>略</p> <p>第 1 ガス事故に対する応急措置</p> <p>1～5 略</p> <p>6 電路の遮断 電路の遮断は、電気事業者が消防機関と協議した後に実施するものとする。この場合、ガスの漏えい状況、電気器具の設置位置等の情報を収集し、遮蔽による漏えいガスへの着火に留意するとともに、病院等遮断により重大な影響を受ける施設の有無等を調査するものとする。 なお、遮断後の電気の供給再開は、<u>供給再開による二次災害が発生しないことを確認（保安上問題がないことを確認）した後に</u>電気事業者が行う。</p> <p>第 2 略</p>	責任の明確化

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
38	303	<p style="text-align: center;">第 33 節 鉄道災害対策計画</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第 4 各鉄道事業者の災害応急対策</p> <p>【市営交通】</p> <p>略</p> <p>別紙 1</p> <p>◎市営交通の事故対策本部の構成</p>	<p style="text-align: center;">第 33 節 鉄道災害対策計画</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第 4 各鉄道事業者の災害応急対策</p> <p>【市営交通】</p> <p>略</p> <p>別紙 1</p> <p>◎市営交通の事故対策本部の構成</p>	<p>組織改正に伴う 修正</p>

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
38	304	<p>別紙2 ◎市営交通の事故情報の伝達経路</p>	<p>別紙2 ◎市営交通の事故情報の伝達経路</p>	<p>組織改正に伴う 変更</p>

風水害等災害対策編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
39	314	<p style="text-align: center;">第 35 節 金融対策計画</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第 1 対策</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保険会社への措置</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ 営業停止等における対応に関する措置</p> <p>保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>	<p style="text-align: center;">第 35 節 金融対策計画</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第 1 対策</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ 営業停止等における対応に関する措置</p> <p>保険会社及び少額短期保険業者において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>金融庁指針による</p>

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																
40	320	<p style="text-align: center;">第 4 章 災害復旧計画</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 民政安定のための緊急措置</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第 1～5 略</p> <p style="text-align: center;">第 6 生活福祉資金の貸付</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>注 1、2 略</p> <p>3 表中の貸付条件は、見安であり、個別の状況により、上限額 580 間年以内、措置期間 6 月以内、償還期間 20 年以内で貸付可能。</p> <p style="text-align: center;">第 7 略</p>	略	略	略	略	略	略	略	略	<p style="text-align: center;">第 4 章 災害復旧計画</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 民政安定のための緊急措置</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第 1～5 略</p> <p style="text-align: center;">第 6 生活福祉資金の貸付</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>注 1、2 略</p> <p>3 表中の貸付条件は、見安であり、個別の状況により、上限額 580 間年以内、据置期間 6 月以内、償還期間 20 年以内で貸付可能。</p> <p style="text-align: center;">第 7 略</p>	略	略	略	略	略	略	略	略	<p>文言整理</p>
略	略	略	略																	
略	略	略	略																	
略	略	略	略																	
略	略	略	略																	
41	322 ・ 323	<p style="text-align: center;">第 8 災害復旧資金の融資</p> <p>1 略</p> <p>2 中小企業関係の融資</p> <p>災害により被害を受けた中小企業の復旧に資するため、名古屋市は、商工業振興資金（災害復旧資金）の融資を行う。激甚災害の場合においては名古屋市信用保証協会が別枠の信用保証を付与する。</p>	<p style="text-align: center;">第 8 災害復旧資金の融資</p> <p>1 略</p> <p>2 中小企業関係の融資</p> <p>災害により被害を受けた中小企業の復旧に資するため、名古屋市は、小規模企業等振興基金（災害復旧資金）の融資を行う。激甚災害の場合においては名古屋市信用保証協会が別枠の信用保証を付与する。</p>	<p>名称変更</p>																

風水害等災害対策編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																											
41	322	<p>また、災害の状況によっては、名古屋市の制度融資とは別に日本政策金融公庫は、特別融資を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>資金名</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>商工業振興資金 （災害復旧資金）</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>注 （※）平成23年4月1日現在</p> <p>3 農林漁業関係の融資 災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）、農林漁業金融公法（昭和27年法律第355号）、自作農維持資金融通法（昭和30年法律第165号）により融資する。</p> <p>主な融資金は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>資金の種類</th> <th>融資対象</th> <th>利率 (年利)</th> <th>償還期間</th> <th>貸付限度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天災資金</td> <td>経営資金</td> <td>肥料、種苗、飼料、家畜、家きん等の購入（市長の被害認定が必要）</td> <td>% 3~4.75</td> <td>以内 3~6年</td> <td>個人 200万円（政令で定める資金500万円） 法人 2,000万円（政令で定める資金2,500万円）</td> <td>激甚災害の場合は増額</td> </tr> <tr> <td>農林漁業金融公庫資金 (農業関係)</td> <td>自作農維持資金</td> <td>災害により必要とする資金 自作農維持資金融通法による知事の貸付認定を受けた者</td> <td>% 1.1</td> <td>以内 20年 措置期間 3年以内</td> <td>個人 200万円 法人 1,000万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 申込みは、天災資金については農業協同組合、金融機関等へ、農林漁業金融公庫資金については農林漁業金融公庫支店、農業協同組合、受託金融機関へ行う。</p>	資金名	略	略	略	略	略	商工業振興資金 （災害復旧資金）	略	略	略	略	略	資金名	資金の種類	融資対象	利率 (年利)	償還期間	貸付限度	備考	天災資金	経営資金	肥料、種苗、飼料、家畜、家きん等の購入（市長の被害認定が必要）	% 3~4.75	以内 3~6年	個人 200万円（政令で定める資金500万円） 法人 2,000万円（政令で定める資金2,500万円）	激甚災害の場合は増額	農林漁業金融公庫資金 (農業関係)	自作農維持資金	災害により必要とする資金 自作農維持資金融通法による知事の貸付認定を受けた者	% 1.1	以内 20年 措置期間 3年以内	個人 200万円 法人 1,000万円		<p>また、災害の状況によっては、名古屋市の制度融資とは別に日本政策金融公庫は、特別融資を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>資金名</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>小規模企業等振興資金 （災害復旧資金）</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>注 （※）平成24年4月1日現在</p> <p>3 農林漁業関係の融資 災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律57号）により融資する。</p> <p>主な融資金は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>資金の種類</th> <th>融資対象</th> <th>問合先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天災資金</td> <td>経営資金</td> <td>肥料、種苗、飼料、家畜、家きん等の購入</td> <td>農業協同組合 金融機関</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">（株）日本政策金融公庫資金 (農業関係)</td> <td>農林漁業セーフティネット資金</td> <td>経営の維持安定に必要な長期運転資金</td> <td rowspan="2">（株）日本政策金融公庫資金 農業協同組合 受託金融機関</td> </tr> <tr> <td>農林業施設資金 (災害復旧)</td> <td>農林漁業用施設の復旧</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意事項：申し込みには、市長が発行する「り災証明書」が必要となる。</p>	資金名	略	略	略	略	略	小規模企業等振興資金 （災害復旧資金）	略	略	略	略	略	資金名	資金の種類	融資対象	問合先	天災資金	経営資金	肥料、種苗、飼料、家畜、家きん等の購入	農業協同組合 金融機関	（株）日本政策金融公庫資金 (農業関係)	農林漁業セーフティネット資金	経営の維持安定に必要な長期運転資金	（株）日本政策金融公庫資金 農業協同組合 受託金融機関	農林業施設資金 (災害復旧)	農林漁業用施設の復旧	<p>名称変更 時点修正</p> <p>前事業廃止による変更</p>
		資金名	略	略	略	略	略																																																								
商工業振興資金 （災害復旧資金）	略	略	略	略	略																																																										
資金名	資金の種類	融資対象	利率 (年利)	償還期間	貸付限度	備考																																																									
天災資金	経営資金	肥料、種苗、飼料、家畜、家きん等の購入（市長の被害認定が必要）	% 3~4.75	以内 3~6年	個人 200万円（政令で定める資金500万円） 法人 2,000万円（政令で定める資金2,500万円）	激甚災害の場合は増額																																																									
農林漁業金融公庫資金 (農業関係)	自作農維持資金	災害により必要とする資金 自作農維持資金融通法による知事の貸付認定を受けた者	% 1.1	以内 20年 措置期間 3年以内	個人 200万円 法人 1,000万円																																																										
資金名	略	略	略	略	略																																																										
小規模企業等振興資金 （災害復旧資金）	略	略	略	略	略																																																										
資金名	資金の種類	融資対象	問合先																																																												
天災資金	経営資金	肥料、種苗、飼料、家畜、家きん等の購入	農業協同組合 金融機関																																																												
（株）日本政策金融公庫資金 (農業関係)	農林漁業セーフティネット資金	経営の維持安定に必要な長期運転資金	（株）日本政策金融公庫資金 農業協同組合 受託金融機関																																																												
	農林業施設資金 (災害復旧)	農林漁業用施設の復旧																																																													

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
42	349	<p>産業災害対策計画</p> <p>第4章 災害応急対策</p> <p>第4節 産業災害に対する消防活動</p> <p>略</p> <p>第1 陸上における消防活動</p> <p>1～4 略</p> <p>5 他の防災関係機関に対する応援要請 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 名古屋港管理組合 ア 防潮壁・扉及び堀川防潮水門の開閉 イ 略</p> <p>(7)～(9) 略</p>	<p>産業災害対策計画</p> <p>第4章 災害応急対策</p> <p>第4節 産業災害に対する消防活動</p> <p>略</p> <p>第1 陸上における消防活動</p> <p>1～4 略</p> <p>5 他の防災関係機関に対する応援要請 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 名古屋港管理組合 ア 防潮(削除)扉及び堀川防潮水門の開閉 イ 略</p> <p>(7)～(9) 略</p>	<p>文言整理</p>